基調報告 ―牧口常三郎は国家政策の何に抵抗したか―

伊藤 貴雄

本日は、このように発表の機会をいただき、大変に恐縮し、また緊張しております。私からは、簡単ですが、1943(昭和18)年7月6日に起きた牧口常三郎の逮捕の理由について、報告をさせていただきます⁽¹⁾。

一般には「治安維持法違反」と「不敬罪」が逮捕の理由であるといわれておりますが、それは具体的にはどういう意味なのか。つまり、牧口の思想と行動の何が当時の法に触れるものと見なされたのか。もっと直接的にいえば、牧口の逮捕についてはよく<神札の拒否>が話題にされますが、はたしてそれだけが理由だったのか。時間も限られておりますので、ほんの要点のみになると思いますが、当時の文書をもとに、逮捕の背景に迫ってみたいと思います⁽²⁾。

1 『特高月報』昭和18年7月分——逮捕に関する公式記録

資料を多数用意しておりますので、それに添ってお話しします。

最初にご覧いただきたいのは、『特高月報』というものです。これは「特別高等警察」という ――ナチスでいうゲシュタポのようなものですね――戦前・戦中の日本において国民の行動を監視し、取り締まっていた警察の月報です。内務省警保局保安課の発行で、右上の方に「厳秘」と書いてありますように、当時の極秘資料です(現在は、政経出版社から復刻版が出ており、図書館等で閲覧できます)。

今日お配りしたのは、「昭和十八年七月分」――まさに牧口が逮捕された月の号――のコピーです。目次をみますと、「共産主義運動の状況」「国家(農本)主義運動の状況」「労働及経済状況」「農村状況」「朝鮮人運動の状況」「宗教運動の状況」という順に並んでおり、特高が国民の生活のじつに細かいところにまで監視の目を光らせていた様子がうかがえます。

この最後の「宗教運動の状況」という項目のなかに「一〇、創価教育学会本部関係者の治安維持法違反事件検挙」という記事がありまして、ここに当時の警察がどういう理由で牧口を逮捕したのかが書かれています。つまり、国家の公文書として、正式に牧口の逮捕理由を記した文書がこれなのです。まず、その内容を確認したいと思います。

「東京都神田区錦町一ノ一九所在創価教育学会は、昭和三年頃現会長たる牧口常三郎が芝区白金台町小学校長退職後、当時本名の冒信中なりし日蓮正宗(静岡県富士市上野村大石寺を本山とす)の教義に特異の解説を施したる教理を創案し、知人たりし小学校教員等を糾合して創設せる宗教団体なるが、会長牧口を中心とする関係者等の思想信仰には幾多不逞不穏のものありて、予てより警視庁、福岡県特高課に於て内偵中の処、牧口会長は信者等に対し『天皇も凡夫だ』『克く忠になどとは天皇自ら言はるべきものではない。教育勅

語から削除すべきだ』『法華経、日蓮を誹謗すれば必ず罰が当る』『伊勢神宮など拝む要はない』等不逞教説を流布せるのみならず、客年一月頃以降警視庁当局に対し『創価教育学会々員中には多数の現職小学校教員あり且其の教説は日蓮宗に謂ふ曼茶羅の掛幅を以て至上至尊の礼拝対象となし、他の一切の神仏の礼拝を排撃し、更に謗法払ひと称して神符神札或は神棚仏壇等を焼燬撤却し、甚しきは信者たる某妻が夫の留守中謗法払ひを為したる為雕婚問題を惹起せり』等屡、投書せる者ありて、皇大神宮に対する尊厳冒瀆竝に不敬容疑濃厚となりたる為同庁に於て、本月七日牧口常三郎外五名を検挙し取調べを進めたる結果、更に嫌疑濃厚と認めらるる寺坂陽三外四名を追検挙し引続き取調べ中なり」(3)

以上が全文です。私なりに要点を解説しますと、まず「会長牧口を中心にする関係者等の思想信仰には幾多の不逞不穏のものありて」――牧口会長たちの思想信仰には、体制側から見てたくさんの<けしからん>ところがあるというわけです。そこで「予てより警視庁、福岡県特高課に於て内偵中の処」――内偵とは現在でいうスパイ活動です。荻野富士夫著『特高警察体制史』によると、当時の内偵には、尾行や盗聴はもとより、犯罪捜査・戸口調査・営業臨検などあらゆる機会をつかっての<直接視察>と、新聞記事や密告スパイを利用する<間接視察>とがあったそうで、とくに1932年3月刊の警察研究会編『社会運動に直面して』では、「昭和の警察は進歩せる科学的組織的な警察網の働きによつて明るく正しき視察をすべきである。只警察官は管内又は受持区に於て真に警察精神を理解せる警察応援者を物色し之を各その向々によって指導し教育して、間接に且つ自発的に警察を援くる人物を獲得養成すること、即ち国家社会民衆の為赤誠を捧ぐる手段として警察の耳目となる人物と特殊な事柄に付き善処するは弊害なきものと思はれる」と密告スパイの有用性が説かれています(4)。特高は、これらさまざまな手口をつかって、牧口の身辺をさぐったわけです。

その結果、牧口の次のような発言が「福岡県特高課」の目にとまります。個々の発言の意味内容については、のちほどくわしく検討することにし、ここではほんのさわりだけ見ておきます。①「天皇も凡夫だ」――天皇は人間であるということです。②「克く忠になどとは、天皇自ら言はるべきものではない。教育勅語から削除すべきだ」――教育勅語に対する批判です。③「法華経、日蓮を誹謗すれば必ず罰が当る」――法華経、日蓮信仰の教義の一つである法罰論です。④「伊勢神宮など拝む要はない」――国家神道に対する批判です。さて、これらの発言を『特高月報』は、「不逞教説」という言葉でひとくくりにしています。以上は、さきに見た内偵の区分でいうと、<直接視察>によって収集された情報です。

このあとに、⑤「神札」の話が出て来ます。「客年一月頃以降」すなわち1942年1月以降、しばしば警察に投書が寄せられ、そこには、"創価教育学会が「謗法払ひ」といって神札や神棚を撤廃したり焼却したりしており、そのために離婚騒動が起きたところもある"という内容が書いてあったというのです。この投書がだれによるものかは明らかではありませんが、さきの区分でいうと〈間接視察〉、つまり警察官ではないが「警察精神を理解せる警察応援者」「間接に且つ自発的に警察を援くる人物」「警察の耳目となる人物」、一言でいえば〈密告スパイ〉による投書といえます。

*

以上の情報にもとづき牧口が「皇大神宮に対する尊厳冒瀆並に不敬容疑濃厚」と判断されたため、検挙に踏み切ったのだと『特高月報』は結論づけています。さて、ここで注意したいことがあります。月報の文章に「予てより警視庁、福岡県特高課に於て内偵中の処」とあります

が、牧口が福岡県で創価教育学会の会合を開いたのは、今日確認されているかぎり、1940(昭和15)年11月上旬と、翌1941(昭和16)年11月中旬との2回です。とくに2回目(1941年11月)は、二日市(現・福岡県筑紫野市)の武蔵屋旅館で「九州総会」を開催していますが、そのさい3人の特高刑事が監視のため立ち会ったという証言があります⁽⁵⁾。牧口の「天皇も凡夫だ」以下の諸発言が福岡県特高課によって記録されたのは、このときの可能性が強いと考えられます(もちろん、すでに1940年の段階で目をつけられていた可能性も否定はできません⁽⁶⁾)。さて重要なのは、「神札」に関する投書が警察に寄せられたのが1942年1月以降なので、その間、少なくとも約2ヶ月の時間差があるということです。つまり、特高は、神札問題が持ち上がる少なくとも約2ヶ月前には、①天皇凡夫説、②教育勅語批判、③法罰論、④国家神道批判の4点において、牧口に目をつけていたわけです。

この2ヶ月の差は、けっして軽視できません。というのも、この2ヶ月のあいだには、1941年(昭和16)12月8日の<真珠湾攻撃>という事件が起きているからです。つまり、牧口は、太平洋戦争(当時は「大東亜戦争」といいました)の開始前からすでに、国家にとっての<危険分子>と見なされていたのです。より正確にいえば、開戦直前の、思想統制がそれまで以上に強化される時期に、牧口は<非国民>視されたわけです。開戦を最終的に決定した12月1日の御前会議で、総理大臣の東条英機(内相も兼任していました)は、「日米問題ニ関スル国民ノ動向並ニ治安上ノ措置」として、「共産主義者、不逞朝鮮人、一部宗教上の要注意人物等ノ反戦反軍其ノ他不穩策動ヲ為ス虞ノアル者」の取締と予防検束を挙げています (7)。このときすでに牧口は警察のブラックリストに上がっていました。そして、この東条の指令を受け、特高警察がさらに思想統制を強める中、牧口を捕らえる格好の材料として<神札拒否>の嫌疑が新たに加わったわけです。

今日から見ればやや意外なことかもしれませんが、牧口の言動のなかで特高が最初に目をつけたのは、神札拒否ではありませんでした。また、特高が挙げた牧口の<不逞教説>には、① 天皇凡夫説と②教育勅語批判という、かならずしも宗教とは直接的な関わりのない事項が含まれていました。では、牧口はどういう意味でそれらの発言をしたのでしょうか。そして特高はどういう根拠から牧口の発言を治安維持法違反および不敬罪と見なしたのでしょうか。

2 天皇凡夫説

ここで参考になる資料が『特高月報』の昭和18年8月分、つまりさきほど見た号の翌月号です。これには「創価教育学会会長牧口常三郎に対する訊間調書抜粋」(以下、「訊間調書」と略記)という長文の記事があり、牧口と警察との一問一答が全部記録されています。このなかで警察は、さきの牧口の発言ひとつひとつについて、その真義を問いただし、言質を取ろうとします。以下、①天皇凡夫説、②教育勅語批判、③法罰論、④国家神道批判のそれぞれについて、該当する部分を「訊間調書」から抜き出し、牧口本人の説明を確認してみましょう。それから、その発言が警察によって問題視された理由を、当時の政府が出していた公式見解の内容と比較することで考えてみたいと思います。

まず、①天皇凡夫説に関するところです。

- 「問 陛下が御本尊に帰依されて、其御心に従つて国家を御治めになると云ふ事になると 陛下の御自由の御意思が阻害されはせぬか。
- 答 左様な事にはならないと思ひます。私は学会の座談会等の席や又会員其他の人に個々

面接の際度々 陛下の事に関しまして、

<u>天皇陛下も凡夫であつて、皇太子殿下の頃には学習院に通はれ、天皇学を修められ</u>て居るのである。

天皇陛下も間違ひも無いではない。明治初年に明治天皇に山岡鉄舟は随分御忠告を して間違を指摘されたそうである。と話した事がありますが全く其通りであります

然し 陛下も久遠本仏たる御本尊に御帰依なさる事に依つて、自然に智恵が御開け になつて、誤りのない御政治が出来る様になると思ひます」(8)

要するに、"天皇も、皇太子時代は学校に通って学んでいる以上、自分たち国民と同じ人間である"ということです。教育学者の牧口らしい見解です。今日から見れば、ごく当たり前の見解でしょうが、当時は、それすらも法に触れるような日本であったわけです。周知のこととは思いますが、ここで当時の政府の公式見解を見ておきましょう。

資料として用意したのは、文部省が1937(昭和12)年3月30日に出した国民教化用パンフレット『国体の本義』です。私がもっている第10刷(1943 [昭和18]年5月31日発行)の奥付には173万部とありますから、毎年平均25万部近くも刷っていたことになります (9)。また、角家文雄著『昭和時代——15年戦争の資料集』は、「『国体の本義』は終戦にいたるまで中等学校教育の聖典になった。小学校(国民学校)、中等学校の教員は『国体の本義』の内容を理解するために研究読書会を設け、中等学校の多くは『修身』の教科書として使用した。高等学校、専門学校、軍関係学校の入学試験にも必読書とされた。それだけに、当時の青少年に大きな影響を与えたといえる。三十年以上経った今日に至るまで、『国体の本義』の "肇国"の章など、ほぼ正確に記憶している四十歳代の人は多いのではなかろうか」 (10) と述べています。文字通り、十五年戦争中の<公式見解>を代表する文献といえます。ちなみに、この本が出て一ヶ月あまりたった7月7日に盧溝橋事件が起こり、日中戦争(当時は「支那事変」といいました)が始まります。『国体の本義』については、またのちほど取り上げますが、戦争開始の約一ヶ月前に全国の教育機関に一斉配布されたという一事をもってしても、このパンフレットのもつ政治的意味の大きさがうかがえます。

冒頭の「第一 大日本国体 一、肇国」という節は、次の一句で始まります。

「大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ我が 万古不易の国体である」⁽¹¹⁾

このあと、古事記、日本書紀を引いたうえで、「天照大神は、この大御心・大御業を天壌と 共に窮りなく彌栄えに発展せしめられるために、皇孫を降臨せしめられ、神勅を下し給うて君 臣の大義を定め、我が国の祭祀と政治と教育との根本を確立し給うたのであつて、こゝに肇国 の大業が成つたのである」⁽¹²⁾ と、天皇が天照大神の子孫であることを強調します。そして「我 が国の政治は、上は皇祖皇宗の神霊を祀り、<u>現御神として下万民を率ゐ給ふ天皇</u>の統べ治らし 給ふところであつて、事に当るものは大御心を奉戴して輔翼の至誠を尽くすのである」⁽¹³⁾ と、 歴代の天皇もまた<神>にほかならぬことを結論するのです。

*

以上のような荒唐無稽な神話が国家教育の支柱に置かれ、受験にすら課されたという時代状況を頭におくと、牧口の天皇凡夫説は、かりにそれが近代人の常識を述べたものにすぎないと

しても大変な重みを持っています。ところが、<現人神>の神話が当時の社会で担った政治的役割を考えるとき、牧口の天皇凡夫説は、常識の表明以上の意味をもつことがわかります。今度は、『国体の本義』と並んで、国民教化において大きな役割を果たしたパンフレット『臣民の道』から引用しましょう。これは文部省教学局が1941 [昭和16] 年7月21日に発行したもので、今日資料としてお配りしたのは、同年8月15日に出た注釈付バージョン(久松潜一・志田延義解題、高須芳次郎註解『文部省編纂 臣民の道』)です。全編どこをみても、4ヶ月後の開戦を想定して書かれたとしか思えない本なのですが、その第3章第1節「皇国臣民としての修練」にはこうあります。

「歴代の天皇は皇祖の神裔であらせられ、皇祖と天皇とは御親子の関係にあらせられる。而して天皇と臣民との関係は、義は君臣にして情は父子である。神と君、君と臣とはまさに一体であり、そこに敬神崇祖、忠孝一本の道の根基がある。[…] されば、国民各、が肇国の精神を体得し、天皇への絶対随順のまことを致すことが臣民の道であり、その実践によつて自我功利の思想は消滅し国家奉仕が第一義となってくるのである」(14)

このように、現人神の神話こそは、日本の全国民を戦争に奉仕させるうえで、最大のイデオロギー的効果を発揮したものなのです。このイデオロギーは、中等教育のみならず、初等教育を通しても鼓吹されました。『臣民の道』とほぼ同時に文部省が編纂し、太平洋戦争の開戦直後に発行された修身教科書である『初等修身科 一』(1942 [昭和17] 年2月)を開いてみましょう。その「三 日本の子ども」という節にはこうあります。

「世界に、国はたくさんありますが、神様の御ちすぢをおうけになった天皇陛下が、おをさめになり、かぎりなくさかえて行く国は、日本のほかにはありません。いま日本は、遠い昔、神様が国をおはじめになった時の大きなみ心にしたがって、世界の人々を正しくみちびかうとしてゐます。/私たちのおとうさん、にいさん、おぢさんなどが、みんな勇ましくたたかってゐられます。 戦場に出ない人も、みんな力をあはせ、心を一つにして、国をまもらなければならない時です。/正しいことのおこなはれるやうにするのが、日本人のつとめであります。私たちは、神様のみをしへにしたがって、世界の人人がしあはせになるやうに、しなければなりません」(15)

表現こそ『国体の本義』や『臣民の道』に比べて容易ですが、内容はそれらのパンフレットよりもずっと直接的です。子どもたちは、天皇という〈神〉に絶対随順することを最高の道徳と教えられ、将来〈兵士〉あるいは〈銃後の母〉となることの大切さを、頭脳に刷り込まれていくわけです。次に見る「教育勅語」の問題とも関わるのですが、牧口の天皇凡夫説は、そうした国民教化イデオロギーを一挙に〈相対化〉するインパクトをもっていたといえます。だからこそ、『特高月報』も、牧口の〈不逞教説〉の筆頭にこれを挙げたのでしょう (16)。

3 教育勅語批判

つぎに、②教育勅語批判です。「訊問調書」にはこうあります。

「問 被疑者は学会の会員其の他に対し教育勅語の『克ク忠ニ』と謂ふ事を天皇陛下が臣

民に仰せられた事でないと説明して居るが、如何なる理由なりや。

答 教育勅語の中に、親に対しては『父母ニ孝ニ』と明示してありますが、陛下御自ら臣 民に対して忠義を尽くせと仰せられる事は、却而 陛下の御徳を傷付けるもので、左 様に仰せにならなくても日本国民は 陛下に忠義を尽くすのが臣民道であると考へま す」⁽¹⁷⁾

"克ク忠二"の意味については、あとで詳しく見ますが、さしあたりは「よく忠実であれ」という意味で理解しておきましょう。牧口は、この言葉が"天皇の発言ではない"と会員に語ったようで、警察はその真意を聞くわけです。それに対して牧口は、"天皇陛下みずから国民に向かって「忠実であれ」とおっしゃるのは、逆に、陛下の徳を傷付けることになりはしないでしょうか。もし、そのように命令しないと国民が忠実になれないのであれば、よほど陛下は国民から信頼されていないということになりはしませんか"と答えます。ずいぶん、天皇に配慮した表現ですが、これは警察署内での問答ですから、われわれはここに牧口の込めた一流の皮肉というか、抵抗精神というか、まさに相手の立場に則りつつ相手を論駁するというレトリックを読みとる必要があると思います (18)。

ここで、牧口の真意を探るためにも、やはり「教育勅語」を見ておかねばなりません (読み やすくするため、牧野宇一郎『教育勅語の思想』に従って、句読点を打ちます (19)。

「朕惟フニ、我カ皇祖皇宗、國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我カ臣民、 克ク忠二克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世世厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我カ國體ノ精華ニシ テ、教育ノ淵源、亦實ニ此ニ存ス。爾臣民、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友 相信シ、恭儉己ヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、學ヲ修メ業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓発シ、徳器ヲ 成就シ、進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ義勇公 ニ奉シ、以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ。是ノ如キハ、獨リ朕ガ忠良ノ臣民タルノミナ ラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン。

斯ノ道ハ、實ニ、我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス、朕爾臣民ト俱ニ、拳拳服膺シテ、咸其徳ヲーニセンコトヲ庶幾フ。

明治二十三年十月三十日 御名 御璽」⁽²⁰⁾

この最初のほうにある「克ク忠二」という一句を、牧口は不要と主張したのです。では「克ク忠二」とはどういう意味か。『国体の本義』発行の2ヶ月後、1937 [昭和12] 年8月15日に、峰間信吉編校『教育勅語衍義集成』という本が出ています。数人の水戸学者が、教育勅語の一語一語にもったいぶった注釈を付けた本なのですが、「克ク忠二」については、柳瀬勝善という水戸学者がこう述べています。「『克ク忠二克ク孝二』との玉はれし克の字は、楊子方言。勝己之私謂之克と云ふことありて、一己の私などには見事に打勝ちて、只々君父の力、国家のためと云ふことに専心一意方向を定め、如何なる辛苦をも厭はず、身命をもさし出して、其の誠を尽すを克く忠に克く孝にと申すにて、如何に国家の為めと言ふことあるも、其の内心に聊かたりとも私意私心を挟み、私利私欲の為めにすることありては、克くとは云はぬなり。忠とは、臣たる誠を尽し、能く君に事ふることにて、孝とは、子たる道を守り、能く父母に事ふること

なり」⁽²¹⁾。――つまり、自分をすてて、どんな辛苦もいとわず、国家のために身命をさし出す のが、「克ク忠ニ」の意味である、と⁽²²⁾。

であれば、この「克ク忠ニ」と内容的に一番対応しているのは、そのあとに出てくる「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という一節にほかなりません。牧野宇一郎の現代語訳では、「もしも国に危急存亡の大事が起きたならば、愛国の義務心から発する勇気をもって皇国に一身を捧げねばならない。そして以上のごとくすることによって、天地とともにきわまりない皇室ないし皇位の昌運をたすけねばならない」となっています。つまり、もし日本が戦争に見舞われた場合は、兵士として天皇と日本のために命を捨てなさいというのが、「克ク忠ニ」の真の意味なのです。げんに、『教育勅語衎義集成』で、栗田寛という水戸学者などは、「其の忠孝の心を以て、外患のあるときには、之れが侮りを拒ぐと云ふやうに、どのやうな外国人が、大軍が押し寄せても、我が日本国には、此の忠孝の心を以て、彼れを拒ぐと云ふ日には、拒ぎおほせの出来ぬことはない」(23)と述べて、「克ク忠ニ」と「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」との対応関係を表明してみせています(24)。

*

このことは、1941年8月発行の『臣民の道』を見ると、もっと明確に記されています。同書第2章の、その名も「臣民の道」と題する第2節を見てください。教育勅語の文言を下敷きにしつつ、"忠をもって命を捨てよ"とのメッセージを見事に織り込んでいます。

「万民愛撫の皇化の下に億兆心を一にして天皇にまつろひ奉る、これ皇国臣民の本質である。天皇へ随順奉仕するこの道が臣民の道である。[…] 元正天皇の詔には、

至公にして私無きは国士の常風なり、<u>忠を以て君に事ふるは臣子の恆道なり</u>。 と仰せられてある。また北畠親房は神皇正統記に、『凡そ王士にはらまれて、<u>忠をいたし命を捨つるは人臣の道なり</u>。』と教へてゐる。即ち<u>臣民の道は、私を捨てて忠を致し、天</u>壌無窮の皇運を扶翼し奉るにある」 $^{(25)}$

こうした<滅私奉公>の思想は——<現人神>の神話と同じく——初等教育においても、徹底して教えこまれました。『初等修身科 二』(1942 [昭和17] 年2月)には、「三 靖国神社」という節があり、こう書いてあります。

「靖国神社には、<u>君のため国のためにつくしてなくなつた</u>、たくさんの<u>忠義な人々</u>が、おまつりしてあります。[…] <u>/君のため国のためにつくしてなくなつた人々</u>が、かうして神社にまつられ、そのおまつりがおこなわれるのは、天皇陛下のおぼしめしによるものであります。 <u>/私たちの郷土にも、護国神社があつて、戦死した人々がまつられています。</u> <u>/私たちは、天皇陛下の御恵みのほどをありがたく思ふとともに、ここにまつられてゐる人々の忠義にならつて、君のため国のためにつくさなければなりません</u>」 (26)

君のため国のために尽くして死ぬことが「忠義」の定義なのです。また、その翌年に発行された『初等修身科 三』(1943 [昭和18] 年1月)には、「九 軍神のおもかげ」や「十五 特別攻撃隊」(これは、特攻隊について述べたものです)と題する節で、戦争に殉じた軍人たちの精神を「尽忠報国」という言葉でまとめています $^{(27)}$ 。さらに、『初等修身科 四』(1943 [昭和18] 年1月)では、「八 国民皆兵」という節で、兵士として「忠誠勇武」を尽くすことが、

男子の本懐であると書かれています(28)。

こうして見ると、「克ク忠二」の一句が、軍国教育の支柱を担っていたことは明らかです。 この一句を、天皇がいうべきことではないとし、不要と見なした牧口の見解は、政府・文部省 にとって、まさしく国家教育の中核を揺るがすような<危険発言>を意味しました (29)。

4 法罰論

三つ目は、③法罰論です。「訊問調書」を見てみましょう。

「問 法華経の真理から見れば日本国家も濁悪末法の社会なりや。

答 釈尊の入滅後の一千年間を正法時代其後の一千年間を像法時代と称し、此の正法像法 の二千年後は所謂末法の時代で法華経が衰へ捨てられた濁悪雑乱の社会相であります。/[…]

[…] 例へば国王 陛下が法華経の信行をなさいましても此の法が国内から滅亡するのを見捨て置いたならば、軈て国には内乱・革命・飢饉・疾病等の災禍が起きて滅亡するに至るであらうと仰せられてあります。

斯様な事実は過去の歴史に依つても、夫れに近い国難が到来して居ります。<u>現在の日</u> <u>支事変や大東亜戦争等にしても其の原因は矢張り謗法国である処から起きて居る</u>と思 ひます。

故に上は 陛下より下万民に至る迄総てが久遠の本仏たる曼荼羅に帰依し、所謂一天 四海帰妙法の国家社会が具現すれば、<u>戦争飢饉疾病等の天災地変より免れ得るのみならず、日常に於ける各人の生活も極めて安穏な幸福が到来する</u>のでありまして之が究極の希望であります」⁽³⁰⁾

法華経の滅亡を君主が傍観するならば、彼の治める国家もまた滅亡する。目下の日中戦争、太平洋戦争も、日本がそうした「謗法国」であるゆえの国難である。――これが、「法華経、日蓮を誹謗すれば必ず罰が当る」という牧口の発言の真意です。ただし、ここで看過してならないのは、この発言が、自身の信仰信条の表明であるだけではなく、日中戦争と太平洋戦争に対する批判をも含意しているという点です。法華経を中心とした国家社会が実現したあかつきには、飢饉や疫病とあわせて「戦争」が消滅し、国民の生活が「極めて安穏な幸福」の状態が到来する、というくだりはその証左です。牧口の発言を直接的な反戦思想の表明であると認めない人でも、牧口が日中戦争と太平洋戦争をすこしも肯定していないということは、認めざるをえないでしょう。

また牧口は、上の引用文よりすこしあとのところで、<法罰>についてさらに詳しく説明しています。それは、大日本帝国憲法と法華経との関係を論じた箇所です。

「問 大日本帝国憲法と法華経の大法とは如何なる関係に立つや。

答 憲法は現世に於ける処の日本国を統治する法でありまして、陛下が御定めになつた所謂法律でありますから、外国の様に革命が起きて国王が変る様な事はないにしても、政体が変つて将来憲法も改正されたり廃止される様な事があるかも知れません。憲法は大法の垂迹であります。然るに法華経の法は宇宙根本の大法でありまして過去・現在・未来の三世を通じて絶対不変万古不易の大法であります。

其時代々に依つて改正されたり、廃止されたりする法律諸制度とは違ふのでありまして、終生変らざる処の人類行動の規範を示顕せられてあるのであります。

故に此の大法に悖る事は、人類としても将又国家としても許されない事で<u>反すれば</u> 直に法罰<u>を受ける</u>のであります」⁽³¹⁾

つまり、憲法とは、ある時代のある国家の法である。それに対して、法華経とは――この定義が私は非常に興味深いと思うのですが――「終生変わらざる処の人類行動の規範」であり、これに反するものは、たとい国家であれ〈罰〉を受けるのである、と牧口はいうのです。そうしますと、さきほど牧口は日中戦争と太平洋戦争を法罰であると述べていたわけですが、つまるところ、これらの戦争は〈人類行動の規範に反した罰〉ということになります。このように牧口の法罰論は、日本の戦争に対する否定的な評価を含むものといえます。

*

こうした牧口の見解が、警察の目にどのように映ったかを知るためにも、日中戦争や太平洋 戦争に関する政府の公式見解を確認しておきましょう。今回も『臣民の道』を引用します(『国 体の本義』は、日中戦争開始前の出版なので、同戦争に関する記述は入っていません)。同書第 1章第2節「新秩序の建設」には、日中戦争について次のように述べています。

「昭和十二年七月、盧溝橋に発した日支衝突事件に際しては、我が国は東亜の安寧のため、現地解決、不拡大方針を以つて臨み、隠忍自重して彼の反省を待つたのである。然るに支那は飽くまで我が実力を過小に評価し、背後の勢力を恃みとして、遂に全面的衝突にまで導いた。かくて硝煙は大陸の野を蔽ひ、亜細亜にとつて極めて悲しむべき事態が展開せられるに至つたのであるが、事ここに及んでは我が国は事変の徹底的解決を期し、新東亜建設の上に課せられた厳粛なる皇国の使命の達成に一路邁進しなければならぬ。天皇陛下には、ここに深く御軫念あらせられ、支那事変一周年に当たり下賜せられたる勅語に、

惟フニ今ニシテ積年ノ禍根ヲ断ツニ非ズムバ東亜ノ安定永久ニ得テ望ムベカラズ日支の提携ヲ堅クシ以テ共栄ノ実ヲ挙グルハ是レ洵ニ世界平和ノ確立ニ寄与スル所以ナリ。と昭示し給ひ、国民の向かふべきところを諭し給うた。<u>まことに支那事変の目的は支那の</u>蒙を啓き、日支の提携を堅くし、共存共栄の実を挙げ、以つて東亜の新秩序を建設し、世界平和の確立に寄与せんとするにある」(32)

要約しますと、日本は中国の友人なのに、中国は欧米列強を味方につけて、日本に戦争をしかけてきた。説得しても聞かないので、しかたなく日本は、東洋の平和のために中国と戦争をしなければならなくなった。ゆえに日中戦争は、「支那の蒙を啓き、日支の提携堅くし、共存共栄の実を挙げ、以て東亜の新秩序を建設し、世界平和の確立に寄与せんとする」ための戦争である――これが当時の公式見解なのです。『臣民の道』では、このことが何度も強調されています。同書の「結語」にも、「まことに支那事変こそは、我が肇国の理想を東亜に布き、進んでこれを四海に普くせんとする聖業であり、一億国民の責務は実に尋常一様のものではない」(33)とあります。まさに〈聖戦思想〉です。

太平洋戦争に関する政府の公式見解ついては、(『臣民の道』が同戦争開始前の出版なので) 同戦争開始後に発行された修身科の教科書が参考になります。『初等修身科 三』(1943 [昭和 18] 年1月)の「十七 よもの海」という節には、こうあります。 「世界の平和をはつきりとつくりあげるためには、いろいろの国が、たがひに道義を重んじ、公明正大なまじはりを結ばなければなりません。これを守らずに、他国の名誉を傷つけ、自国のためばかりをはかるのは、大きな罪悪であります。したがつて、このやうな国があるとすれば、それは世界の平和をみだすものであつて、私たち皇国臣民は、大御心を安んじたてまつるため、断乎としてこれをしりぞけなければなりません。/大東亜戦争は、そのあらはれであります。大日本の真意を解しようとしないものをこらしめて、東亜の安定を求め、世界の平和をはかろうとするものであります。私たちは、国の守りを固め、皇軍の威力をしめして、道義を貫かなければなりません」(34)

戦争正当化の論理は、『臣民の道』における日中戦争の場合とまったく同じです。また、同年に出た『初等修身科 四』の結び「二十 新しい世界」を見ると、この聖戦のために「身命をなげうって、皇国のために奮闘努力しようとするこのををしさこそ、いちばん大切なものであります」(35) とあります。いうまでもなく「克ク忠ニ」の強調ですが、年がら年中、子どもたちにこうした<滅私奉公>を説き聞かせるとは、なんと残酷な教育だったことでしょうか。

今日、私たちは、日本が「大東亜建設の先頭」に立った結果、何が起きたか、よく知っています。そして以上のような<戦争プロパガンダ>に対して、牧口が、"日中戦争も太平洋戦争も聖戦などではなく、「終生変わらざる処の人類行動の規範」に背いた罰である"とした知見に、あらためて感嘆せざるをえません。

5 国家神道批判

さいごに、④国家神道批判、すなわち「伊勢神宮など拝む要はない」という発言についてで す。ふたたび「訊問調書」を見てみます。

「問 御本尊と所謂日本の神々との関係は如何。

答 […] 私は学会員に対しては天照皇太神、天皇と謂ふ二元論で無く 天皇一元論を樹てて居ります。

即ち天照皇太神は御皇室の御祖先でありますから、其御神徳は歴代の天皇の御位に 継承されて現在では、今上天皇陛下に悉く伝へられ、それが御稜威として現世に輝き 下万民を照し幸福なる生活が出来る所以でありますから、憲法第三條にも『天皇ハ神 聖ニシテ侵スへカラス』と御定めになつて居るのであります。

故に私達は忠孝の場合と同様一元的に『天皇一元論』で 天皇陛下を尊崇し奉れば それでよし、伊勢の皇太神宮に参詣する必要なしとの信念で来ました。天皇陛下を尊 崇し奉れば天照皇太神も尊崇し奉る事になります」⁽³⁶⁾

天皇に尊崇の念を抱いていれば、そのことが同時に天照大神にも尊崇の念を抱くことになるので、特別に伊勢神宮に祈願する必要はない、というのが牧口の〈天皇一元論〉の立場です。 ①の天皇凡夫説との関係が気になりますが、牧口は、神としてでなく凡夫(=人間)としての天皇は尊敬していたのだと、さしあたりは解釈していいでしょう。いずれにせよ、国家神道が全国民に強要される状況下で牧口が案出した論理といえますが、問題は、こうした論理が特高に通用したか、ということです。

そこで、伊勢神宮(皇大神宮)についても、政府公式見解を確認してみます。『国体の本義』

には、「<u>皇大神宮は我が国神社の中心であらせられ</u>、すべての神社は国家的の存在として、国民の精神生活の中軸となつてゐる。[…] 以上の如き敬神崇祖の精神が、我が国民道徳の基礎をなし、又我が文化の各方面に行き亙つて、<u>外来の儒教・仏教その他のものを包容同化して</u>、日本的な創造をなし遂げしめた。<u>我が国民道徳は、敬神崇祖を基として、忠孝の大義を展開してゐる</u>。国を家として忠は孝となり、家を国として孝は忠となる。こゝに忠孝は一本となつて万善の本となる」(37) とあります。儒教も仏教も国家神道に包含されるものであって、その逆ではない。その国家神道の中心点が「皇大神宮」なのです。

それだけではありません。例によって『初等修身科 三』を開くと、天皇が皇大神宮を崇敬するのだから、全国民も崇敬すべきである、少なくとも一生に一度は伊勢に参拝すべきであると断言しています。これでは、天皇一元論どころか<天照大神一元論>です。

「皇祖天照大神をおまつり申してある皇大神宮は、伊勢の宇治山田市にあります。[…] /天皇陛下は皇族の方を祭主にお命じになつて、皇大神宮をおまつりになります。また毎年の記念祭や神嘗祭や新嘗祭には、勅使をお立てになつて、幣帛をお供へになります。[…] /毎年のまつりごとはじめには、まづ皇大神宮の御事をお聞きになり、皇室・国家に大事のある時には、皇大神宮におつげになります。[…] /御代御代の天皇は、このやうに厚く皇大神宮をおあがめになります。国民も昔から皇大神宮をうやまひ申しあげ、一生に一度はきつと参拝しなければならないことにしてをります」(38)

なお、「皇室・国家に大事のある時には、皇大神宮におつげになります」というくだりは、注意したい一節です。もちろん戦争はこの「大事」に含まれるわけで、太平洋戦争も、皇祖・天照大神にはじまる歴代天皇の名において開始されています。その意味では、天皇すらも天照大神の名を利用したといっていいかもしれません。1941(昭和16)年12月8日、太平洋戦争の開始にあたって天皇が発した「開戦の詔書」の結びは、「皇祖皇宗ノ神霊上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亜永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝国ノ光栄ヲ保全セムコトヲ期ス」(39)となっています。"天照大神に始まる歴代天皇の霊は天にまします、この神々の遺業を押し広めて英米と戦え"というのです。したがって、その天照大神をまつっている伊勢神宮を拝まないということは、太平洋戦争における日本の武勇を祈らないということと同じ意味になります。もっとも、牧口自身はそこまで明確には述べておりませんが、少なくとも特高の目から見れば、彼の発言はそういう意思表示になるわけです。

6 真の平和を求めて

長くなりましたが、以上が、『特高月報』から浮かび上がる、牧口の逮捕の背景です。①天皇凡夫説、②教育勅語批判、③法罰論、④国家神道批判――牧口の発言が1941年11月という時期になされたことを考えると、これらの4点はいずれも、太平洋戦争に突入すべく国民教化に励んでいた日本政府の急所を衝いていたといえます。この時点ですでに、1943(昭和18)年7月6日の逮捕という運命は――そして1944(昭和19)年11月18日の獄死という運命も――決まっていたといっても過言ではないでしょう。

まだ、少しばかり時間に余裕がありますので、私自身が長らく疑問に思っていて、最近気づいたことを一つご報告させていただき、結びとしたいと思います。もちろん、明敏な方ならばすでに気づいておられるようなことなのですが――。

それはこういう疑問です。たしかに牧口は、天皇を人間だといったり、教育勅語を批判したり、聖戦思想や神宮参拝を拒絶したりしているのですが、すこし婉曲ではないか。当時すでに日中戦争は起きていたわけだし、しかもこれからまさに太平洋戦争が始まるかもしれないという時期なのだから、もっとはっきりと「平和」を訴えてもよいのではないか、と。ここに『牧口常三郎全集』を持ってまいりましたが、全部で10巻あるこの全集のうち、牧口が『創価教育学体系』全4巻(全集第5、6巻所収)の完成後に書いたものだけでも、3冊におよぶ分量があります(全集8、9、10巻所収)。すなわち、日中戦争が始まった1937(昭和12)年ころ以降、65歳ころ以降に書いたものだけでも、こんなにあるわけです。しかし、このなかに「平和」という言葉は、ほとんど見られないのです。

もっとも、牧口自身そもそも「平和」という語をそれほど多用しない人ではあるのですが、しかしそれでも、『人生地理学』の第30章「生存競争地論」(あの「人道的競争」が語られる章です)や第31章「文明地論」などでは、それなりに使用しています $^{(40)}$ 。また『創価教育学体系』にも「平和」という語は何回となく登場します $^{(41)}$ 。しかし、日中戦争勃発直後の1937(昭和12)年8月に出た『創価教育法の科学的超宗教的実験証明』を最後に $^{(42)}$ 、牧口はこの語を使用しなくなります。これ以降、牧口が「平和」という言葉を使ったのは、私の見たかぎりわずか4ヶ所(それもただ一つの論文のなかで)しかありません。この事実をどう考えるべきでしょうか。時代のあまりの厳しさに、牧口も妥協を強いられたのでしょうか。

そうではない、と私は考えます。ここで私なりに、牧口が真正の"平和の人"であったことの証拠を提示したいと思います。そしてその証拠は、じつは、今申し上げた事実の中にすでにあります。つまり、牧口が晩年「平和」という言葉をほとんど使わなかったという、その事実のなかにです。けっして詭弁を弄しているのではありません。

*

ヒントになったのは、最近、日本におけるトルストイ受容について勉強したことでした。トルストイ主義者として有名な武者小路実篤という文学者がいます。彼は、じつは戦争に協力したかどで、戦後、GHQによって公職追放になっているのですが、その武者小路が十五年戦争中に書いた文章を読んでいて、あることに気づきました。どの文章にも、「平和」「東洋平和」あるいは「世界平和」といった言葉がひんぱんに出てくるのです。簡単にいうと、日中戦争は「世界平和」のための戦争であり、それを理解せずに反抗する中国は間違っているのだ、ということを述べているのです。1938(昭和13)年に書かれ、翌年出版された『牟礼随筆』、1939(昭和14)年に書かれ、翌年出版された『均本独語』、そして1942(昭和17)年に出版された『大東亜戦争私感』はそういう内容です(43)。

その一方で、ほんとうに<非暴力主義>という意味でトルストイを信奉した人もいました。 熊本県人吉の北御門二郎という人物です。戦後、トルストイの翻訳で最高峰とたたえられる人 ですが、この人は戦争中、銃殺刑を覚悟で兵役を拒否したことで知られています。その前後の 軌跡をつづった『ある徴兵拒否者の歩み』という自伝があります。1936(昭和11)年に、ロシ ア語でトルストイを読もうとハルビンに留学して、日本軍による中国人の虐殺を知り、ぜった いに武器をとるまいと誓ったことや、1938(昭和13)年に日中戦争に徴集される際に、ロシア の恩師に遺書を書いたうえで拒否したことや、しかし兵役忌避者が村から出ることを嫌がった 役人が彼を精神病扱いにしたため、死刑にはならなかったことや、その後も1945(昭和20)年 の敗戦まで一貫して、村八分扱いを受けながらも、いっさいの軍事演習を拒否しつづけたこと などが、当時の日記を多数収録しながら綴られています。<平和を貫く勇気>をあらためて教 えてくれる本です。ところが、このなかで引用されている日記には、不思議なくらい、「平和」という言葉が出てこないのです。もちろん、当時の日記をすべて収録しているわけではないのですが、少なくとも、同じくトルストイ主義で知られる武者小路との違いは、あまりに歴然としています (44)。

1938 (昭和13) 年ごろから、文学界の大御所である武者小路がさかんに「平和」という語を連呼し、他方、妥協なく非暴力主義を奉じる無名の一青年である北御門が、ほとんど「平和」という語をつかっていないという事実――。そこで私は、遅ればせながら、気がつきました⁽⁴⁵⁾。日中戦争が始まって以降、「平和」という言葉は、「平和のための戦争」という大義名分として使われていたのだ、と。もし、その当時、牧口が「平和」という語を多用していたならば、逆に武者小路のように、国家のお先棒を担ぐことになったのかも知れない、と ⁽⁴⁶⁾。

*

そうしたまなざしで、再度、政府の公式見解を見ると、時代の構図がくっきりと浮かび上がってきます。日中戦争直前の1937(昭和12)年3月に出た『国体の本義』には、「平和」という言葉はまだ2ヶ所くらいしか使われていません⁽⁴⁷⁾。ところが、戦争が始まって約2ヶ月たった同年9月に、天皇が「支那事変に関する勅語」を発し、戦争目的を「中華民国ノ反省ヲ促シ、速ニ<u>東亜ノ平和</u>ヲ確立セム」⁽⁴⁸⁾ と位置づけます。また翌1938(昭和13)年7月に、天皇は盧溝橋事件一周年にあたって勅語を発します。このなかで今度は「世界平和」という言葉が使われるのです。それは、③法罰論のところでも紹介した、『臣民の道』第1章「世界新秩序の建設」に出ています。重複しますが、後半部分をもう一度読んでみます。

「天皇陛下には、ここに深く御軫念あらせられ、<u>支那事変一周年</u>[=1938年7月]<u>に当た</u>り下賜せられたる勅語に、

惟フニ今ニシテ積年ノ禍根ヲ断ツニ非ズムバ東亜ノ安定永久ニ得テ望ムベカラズ日支の提携ヲ堅クシ以テ共栄ノ実ヲ挙グルハ是レ洵ニ世界平和ノ確立ニ寄与スル所以ナリ。と昭示し給ひ、国民の向かふべきところを諭し給うた。まことに支那事変の目的は支那の蒙を啓き、日支の提携を堅くし、共存共栄の実を挙げ、以つて東亜の新秩序を建設し、世界平和の確立に寄与せんとするにある」(49)

ここで天皇は、日中戦争を「平和のための戦争」と明言しています。調べると、この1938(昭和13)年という年から、日本社会のいたるところで「平和」が叫ばれはじめたことがわかります。同年春につくられ、100万枚突破の大ヒット曲となった「愛国行進曲」(森川幸雄詞、瀬戸口藤吉作曲)の二番は、「起て 一系の大君を/光と永久にいただきて/臣民われら皆共に/御稜威に副わん 大使命/往け 八紘を宇となし/四海の人を導きて/正しき平和うち建てん/理想は 花と咲き薫る」という歌詞です。また、メディア関係では、同年9月(上で引用した勅語が出た翌月)に警保局が「新聞指導要領」を発表し、言論統制を強化します。そこには、冒頭から、全メディアあげての〈戦争プロパガンダ〉を次のように命令しています。

「一、支那ノ抗日容共勢力ヲ一掃シ、親日政権ヲ育成発展セシメ之ト帝国ガテヲ握リ<u>東洋</u>
<u>永遠ノ平和ヲ確立スル</u>コトハ今次聖戦ノ大目的ナリ。コノ大目的ヲ阻碍スル言説行動ニ対
シテハ断乎之ヲ排撃シ一路所期ノ目的達成ニ邁進スルノ実力ト信念ヲ有スルコトヲ明ニ
スルコト」⁽⁵⁰⁾

太平洋戦争を前に出された『臣民の道』は、戦争プロパガンダのもっとも露骨な例です。第 1章「新世界秩序の建設」には、「平和」「世界の平和」「恒久平和」といった言葉が10数ヶ所使われています。また、③法罰論のところでも引用しましたが、『初等修身科 三』(1943 [昭和 18]年1月)の「十七 よもの海」という節でも、「世界の平和」という語が何度も繰り返されています。ですが、やはり極めつけは、太平洋戦争の開始に当たって天皇が発した「開戦の詔書」でしょう (51)。「抑々東亜ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄与スルハ丕顕ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳々措カサル所」という一文ではじまり、「皇祖皇宗ノ神霊上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亜<u>永遠ノ平和ヲ確立シ</u>以テ帝国ノ光栄ヲ保全セムコトヲ期ス」と結ばれています。短いメッセージのなかに、全部で6ヶ所「平和」という語がつかわれています。

 Ψ

もう明らかなように、15年戦争期、とくに日中戦争以降、「平和」という言葉はインフレーションを起こしていました。体制側の知識人やメディアが、こぞって「平和」を叫びながら戦争に狂奔していったというのは、なんとも恐ろしい歴史の皮肉です。「平和」という言葉の価値が貶められていたこの時期に、牧口が平和という語をつかわなかったことは、彼の見識を示すものであって、妥協をうかがわせるものではありません。

牧口は、「平和」という言葉を叫ぶ代わりに、①国民総動員の原点をなす<天皇神格説>を否定し、②軍国主義教育の支柱である「教育勅語」の<忠君思想>を批判し、③日中戦争や太平洋戦争の<聖戦思想>に疑義を呈し、④戦争の守護神をまつる<皇大神宮>参拝を拒否しました。そして、自分の頭で考え、間違いであると思ったことを、正直に国民一人ひとりに語りました。そうして逮捕されたのです。

その牧口が、1941 (昭和16) 年10月に、「大善生活法即ち人間の平凡生活に」という小論のなかで、4ヶ所だけ「平和」という言葉を使っています。それもすべて、"家庭の平和"という意味においてです。自身が仏法の理想と仰ぐところの「大善生活」について、牧口は平易に説明します――大善生活といってもなんら難しいことではない、それは「円満平和の家庭」(=1つ目)という平凡生活のなかにすでにある、と。家庭のリーダーが聡明円満ならば皆「平和幸福の暮し」(=2つ目)ができるし、逆にリーダーの徳が足らなければ「平和幸福は失はれてしまふ」(=3つ目)、だから「真の円満平和の家庭」(=4つ目)はたしかに稀ではあるけれど、それでも現在の国家社会に比べれば「そんなに難しくなく容易に行はれる」ではないか――そう牧口はいうのです「52」。これは日本が太平洋戦争を開始する直前の発言です。この翌月に牧口は福岡で講演をし、最初に見たように特高警察がその内容を内偵=記録しました。ともあれ、1938 (昭和13)年以降、牧口が平和という語を用いたのは、これが全部です。そして、この事実の中に、牧口が真に"平和の人"であったことのすべてが象徴されていると思います。

まとめます。牧口はなぜ、逮捕されたのか。それは、「平和」を<叫んだ>ゆえにではなく、 <行なった>がゆえになのです。以上で報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

注

(1) 本稿を書くにあたり、牧口の平和論・戦争論を主題にした文献として、主に以下のものを参考にさせていただいた。斎藤正二「牧口教育理論と平和思想」(『創価大学平和学会会報』第10・11合併号、1989年、15-24ページ)、宮田幸一『牧口常三郎の宗教運動』(第三文明社、1993年)、Miyata, Koichi. "Tsunesaburo Makiguchi's Theory of the State." The Journal of Oriental Studies, Vol. 10, 2000,

pp. 10-28, 村尾行一『国家主義と闘った牧口常三郎』(第三文明社、2002年)、松岡幹夫「牧口常三郎の戦争観とその実践的展開」(『東洋哲学研究所紀要』第18号、2002年、22-53ページ)。これらの文献は、戦時下における牧口の思想を研究する上で、今後も道標になるような視点を提示している。また、竹中労『聞書 庶民列伝』(1-4巻、潮出版社、1983-87年)は、(提示する牧口像において、本稿と若干立場を異にする点もあるが)牧口と同世代の人々への多くのインタヴューを交えており、戦時下という時代の空気を教えてくれるところが随所にある。

- (2) 本稿は、パネル・ディスカッションでの基調報告をもとにしているため、全体的に、論点を整理し すぎるきらいがあるかと思う。報告としての分かり易さを目指したからでもあるが、その反面、歴史 のもつ多様な側面や複雑な構造といったものを十分には捉えきれていないという点も否めない。可能 なかぎりは注で補ったつもりであるが、なお今後の研究課題として多くを残してしまったことは間違 いない。本稿で不足の点については、上掲の諸文献を参照していただくことをお願いする次第である。
- (3) 『特高月報』昭和18年7月分、内務省警保局保安課、127-128ページ。なお、下線部は本稿筆者による(以下、同じ)。
- (4) 荻野富士夫『特高警察体制史――社会運動抑圧取締の構造と実態』せきた書房、1984年、222-224 ページ。
- (5) 金川末之の回想録「九州指導同行の思い出」(聖教新聞社九州編集総局編『牧口常三郎先生の思い出』 所収、37―38頁)、田中しま代の回想録「心に残る指導と薫陶の数々」(同、64頁)。
- (6) 金川末之の回想によると、牧口は、1940年に九州で開催した会合において、平重盛の「忠ならんと 欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず」という言葉に言及したという。この言葉は、牧口 が「教育勅語」の<克ク忠ニ>の一節を批判するさいによく引用していたものである(『特高月報』昭 和18年8月分、153ページ)。本稿第3節、および注29を参照のこと。
- (7) 荻野前掲著、364ページ。
- (8) 『特高月報』昭和18年8月分、152ページ。
- (9) 岩波書店版『近代日本総合年表』(第2版) でその初版発行日を見ると、「5.31 文部省、《国体の本義》を全国の学校・社会教化団体等に20万部配布開始」とある。
- (10) 角家文雄『昭和時代――15年戦争の資料集』学陽書房、1973年、125ページ。なお、国体の本義を「ほぼ正確に記憶している四十歳代」というのは、角家の本が出た1970年代において40歳代ということなので、戦時中に10代だった層を指す。
- (11) 『国体の本義』、文部省、9ページ。
- (12) 同、13ページ。
- (13) 同、15ページ。
- (14) 久松潜一・志田延義解題、高須芳次郎註解『文部省編纂 臣民の道』、朝日新聞社、1941年、73-74 ページ
- (15) 『初等修身科 一』文部省、1942年、9-11ページ(『復刻 国定教科書(国民学校期)』ほるぷ出版、1982年。以下、『初等修身科』からの引用は、すべてこの復刻版による。)
- (16) パネル・ディスカッションでは報告時間の都合で割愛せざるをえなかったが、牧口が天皇を<現人神>と表現した記録もある。創価教育学会の小冊子『大善生活実証録――第五回総会報告』(1942 [昭和17] 年12月31日発行) に掲載されている「会員座談会」(同冊子44-48ページ) のなかでの発言である。逮捕の約7ヶ月まえのことであり、すでに創価教育学会の神道観をめぐって警察の取調べを受けた学会員もいた。牧口の発言は、そうした学会員たちに対して、警察への対処法をアドバイスしたものであり、その意味では村尾行一も指摘するように<方便的性格>が強いといえる(村尾前掲著、168-183ページ)。げんに、「訊問調書」もふくめて、公的な講演や論文では、牧口は現人神を認める発言をいっさいしていない。だから「会員座談会」での発言は、現実に警察との対応を迫られるなかで、あくまで会員を守るために余儀なくされた一時的な妥協かもしれない。

しかしながら、牧口の発言をよくよく読んでみると、彼が<現人神>という言葉を、政府公式見解 とはまったく異なる意味で使用していることが分かる。以下、「会員座談会」での牧口の発言の全文を 紹介したうえで、そのことを示したい。

「この問題は将来も起ることと思ふから、此際明確にして置きたい。吾々は日本国民として無条件 で敬神崇祖をしてゐる。しかし解釈が異なるのである。神社は感謝の対象であつて、祈願の対象で はない。吾々が靖国神社へ参拝するのは『よくぞ国家の為に働いて下さつた、有難うございます』 といふお礼、感謝の心を現はすのであつて、御利益をお与え下さいといふ祈願ではない。もし、『あゝ して下さい、こうして下さい』と靖国神社へ祈願する人があれば、それは恩を受けた人に金を借り に行くやうなもので、こんな間違つた話はない。天照大神に対し奉つても同様で、心から感謝し奉 るのである。独り天照大神ばかりにあらせられず、神武以来御代々の天皇様にも、感謝し奉つてゐ るのである。万世一系の御皇室は一元的であつて 今上陛下こそ現人神であらせられる。即ち 天 照大神を初め奉り、御代々の御稜威は現人神であらせられる 今上陛下に凝集されてゐるのである。 されば吾々は神聖にして犯すべからずとある『天皇』を最上と思念し奉るものであつて、昭和の時 代には 天皇に帰一奉るのが国民の至誠だと信ずる。『義は君臣、情は父子』と仰せられてゐるやう に、吾々国民は常に天皇の御稜威の中にあるのである。恐れ多いことであるが、十善の徳をお積み 遊ばされて、天皇の御位におつき遊ばされると、陛下も憲法に従ひ遊ばすのである。即ち人法一致 によつて現人神とならせられるのであつて、吾々国民は国法に従つて天皇に帰一奉るのが、純忠だ と信ずる。天照大神のお札をお祭りするとかの問題は万世一系の天皇を二元的に考へ奉る結果であ つて、吾々は現人神であらせられる天皇に帰一奉ることによつて、ほんとうに敬神崇祖することが 出来ると確信するのである。またこれが最も本質的な正しい国民の道だと信ずる次第である」(同冊 子47-48ページ)。

一一たしかに牧口は「現人神」という言葉をつかっているが、その意味が『国体の本義』や『臣民の道』での定義とは大きくずれている点に注意したい。本稿筆者としては3点指摘しておこう。まず第1に、牧口は、「今上陛下」(現今の天皇、昭和においては昭和天皇)を天照大神よりも上位に位置づけている。それゆえ、(『国体の本義』や『臣民の道』が展開したような)"天皇は天照大神の子孫なので、国民は天皇に従うべきである"という論理が存在しない。逆に、天照大神の存在根拠は、現今の天皇という存在のうちに吸収されてしまっているのである(牧口のこの<天皇一元論>がもつ政治的意味については、④国家神道批判[本稿第5節]のところで詳述する)。

したがって第2に、国民が天皇を尊敬し従う理由は、別のところに求めねばならない。牧口はそれを、「人法一致」という点に見ている。すなわち、天皇は、「憲法」に従うだけの「十善の徳」を積んだく最高人格者>であるということである。そもそも「大日本帝国憲法」は〈欽定憲法〉、つまり明治天皇の命によってつくられた憲法であるが、そこでは「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルへキ勅令ヲ発ス」(第8条)や、「天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス」(第9条)とあるように、天皇の〈国民への奉仕〉を定めている。「陛下も憲法に従ひ遊ばす」とは、天皇が〈全国民に奉仕する役割〉を引き受けるということであり、そうした最高人格者になることが「人法一致によつて現人神とならせられる」の意味である。

なお、このことは、牧口の中期の著作『教授の統合中心としての郷土科研究』(1912 [大正元] 年) 第28章の表現をつかうならば、

「大権の発動する其の主体たる 天皇陛下は此等の文部百官なる機関を透して活動する、其の理由は決して天皇御自身の為めにするのにあらずして全く国家全体の御頭首となり御主人公となりて、下万民の為めに御尽し遊ばされて居るのである」(『牧口常三郎全集』第3巻、第三文明社、1981年、325-326ページ)

ということを意味していよう。天皇の<国民への奉仕>が、国民のなかに<天皇への忠誠>を生むのである。牧口は、最高人格者としての天皇と、それを模範に仰ぐ国民との関係を、「人法一致によつて現人神とならせられる」と表現したものと見てよい。

こうして第3に、国民の忠誠の示し方も、政府公式見解とは異ならざるをえなくなる。すなわち、 国民は、天照大神を信仰することによってではなく、国法に従うことで「純忠」を示すのである。天 皇を模範に、憲法の理想をおのおのが体現することが、真の忠誠なのである。(これは、本稿次節で紹 介するような、戦時期の政府・文部省が示していた滅私奉公的忠誠論とはまったく異なっている。)

――以上を要するに、牧口は、天照大神中心の<天皇神格説>を否定しつつ、近代立憲思想の枠組みにおいて<現人神>の意味を再解釈しようとしたといってよい。端的にいえば、<人間の姿をした神>としてではなく、<神のごとき人格者>として天皇を捉えようとした。それは、思想統制が最高度に達していた昭和17年という時代にあって、牧口が懊悩煩悶しつつ試みた精一杯の抵抗であったといえよう(「会員座談会」での発言の晦渋さが、その苦悩の深さを示している)。そう考えると、牧口が「天皇も凡夫」と述べ、その天皇=凡夫を法華経によってさらに高い人格に導こうとしたことの意味が、じつに重大に思えてくる。「天皇陛下も間違ひも無いではない」から、「然し 陛下も久遠本仏たる御本尊に御帰依なさる事に依つて、自然に智恵が御開けになつて、誤りのない御政治が出来る様になると思ひます」までの、「訊問調書」の一節は、上述のような牧口の苦悩と思索を念頭におくと、その深々の意義が聞こえてくる。

- (17) 『特高月報』昭和18年8月分、153ページ。
- (18) さきの注で述べたように、牧口も、天皇への忠誠というものを否定はしていない。ただし(これもさきの注で述べたが)、その忠誠はあくまで、天皇が国民に奉仕していることに対する〈感謝の表明〉なのである。それゆえ牧口の批判は、天皇が一方的に国民に忠誠を要求することに向けられている。このあと本稿が述べるように、1940年ごろの日本は、国民が天皇に対する一方的な〈滅私奉公〉を強いられた時代であった。
- (19) 牧野宇一郎『教育勅語の思想』明治図書新書、1969年、17-18ページ。
- (20) 参考に、牧野宇一郎の現代語訳を載せておく(上掲書100-101ページ)。

「私は天皇として思うのであるが、わが皇室の歴代の当主は、皇祖以来ずっと、この国を創建するにあたり、それを規模が広大で久遠に栄え行く基礎の上に築いた。そしてみずから徳を修めて範を垂れ、国民の間に深く厚く徳を根づかせた。ところで他方わが国の代々の臣民も、古来ずっと立派に、歴代の天皇に忠を励み、親や祖先に孝を勤め、こうして億兆の臣民が心を一にして忠孝の美風を成就してきている。以上は、わが日本の国柄の精髄で華やかに光彩を放っている点である。そして教育がそこから発し、それに基づくべきであるところの根源も、また実にここに存するのである。私はこのように思う。

汝ら臣民よ、父母に孝行を尽くし、兄弟は友情をもって交わり、夫婦は互いに和合し、友だちは 互いに信じ合い、他人には恭しく、みずからは慎み深く、心を引き締めて節度を守るように身を統 御し、博愛を世の人々に次第に広く実践し、学業を修め習うことによって知能を開発創造し、かつ 徳性としての器量を完成し、さらに進んで公共の利益を拡大し、社会・国家のためになる業務を創 造発展させ、常に国の憲法を重んずるとともに国の法律を遵守し、<u>もしも国に危急存亡の大事が起</u> きたならば、愛国の義務心から発する勇気をもって皇国に一身を捧げねばならない。そして以上の ごとくすることによって、天地とともにきわまりない皇室ないし皇位の昌運をたすけねばならない。 ここに示した、皇運扶翼に帰一する道は、実にわが歴代の天皇が遺し伝えた教訓であって、その 子孫も臣民もひとしく遵守すべきものである。それは古今を通じて謬りがなく、国の内外に施して も不条理でない。天皇たる私は、汝ら臣民とともに、この道を大切に捧持し、身につけて実行し、 みんながその徳において一体となることを、ひたすら願い望むものである」

(21) 峰間信吉編校『教育勅語衍義集成』東京学友社、1937年、39ページ。

- (22) 同じことは、『国体の本義』も述べている。「忠君愛国」という小見出しの箇所には、次のようにある。「忠は、天皇を中心とし奉り、天皇に絶対随順する道である。絶対随順は、我を捨て私を去り、ひたすら天皇に奉仕することである。この忠の道を行ずることが我等国民の唯一の生きる道であり、あらゆる力の源泉である。されば、天皇の御ために身命を捧げることは、所謂自己犠牲ではなくして、小我を捨てて大いなる御稜威に生き、国民としての真生命を発揚する所以である」(同書34-35ページ)。
- (23)『教育勅語衍義集成』、27ページ。
- (24) 杉浦重剛が東宮御学問所御用掛として、1914 (大正3) 年10月から翌年4月にかけて皇太子裕仁親王(のちの昭和天皇)に教育勅語を進講した講義録には、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」の解説部分に「義勇奉公は忠君愛国に基づく」と明言してある。

「以上のごとく、我が国民は国家の危急に際して義勇奉公の挙に出づるは、忠君愛国の至情に発す。 いったん緩急あらんか、義勇奉公、凛烈たる態度に出で、最後の一人までも戦ふ。かの外国のごと く、一連隊の大軍が白旗をあげて軍門に降るが如き醜態は、我が大和民族の大恥辱とする所なり」 (杉浦重剛『教育勅語』、勉誠出版、2000年、100-101ページ)。

- (25) 『文部省編纂 臣民の道』51-52ページ。
- (26) 『初等修身科 二』 文部省、1942年、7-9ページ。
- (27) 『初等修身科 三』同、54-55、85-86ページ
- (28) 『初等修身科 四』同、48-49ページ。以下のような文章である。

「日本人は、本来平和を愛する国民であります。けれども、一朝国に事ある時は、一身一家を忘れ、 大君の御盾として兵に召されることを男子の本懐とし、この上ないほこりとして来てゐます。/大 日本は、昔から一度も外国のために国威を傷つけられたことがありません。これは、まつたく御代 御代の天皇の御稜威のもとに、私たちの先祖が、きはめて<u>忠誠勇武</u>であつたことによるのでありま す。私たちも、また、<u>心を一つにしてこの大日本を防衛し、先祖以来の光輝ある歴史を無窮に伝え</u> る覚悟がなければなりません」。

- ――まさに、教育勅語の真義は<国民皆兵>にあるといった口吻である。
- (29) パネル・ディスカッションでは時間の都合で割愛せざるをえなかったが、「克ク忠ニ」については、 特高は、牧口にもう一つ尋問している。
 - 「問 平重盛は親に孝ならんと欲すれば君に忠ならず、君に忠ならんと欲すれば親に孝ならずと被 疑者は説例して居るが、之に対する所見は如何。
 - 答 平重盛の親に孝ならんと欲すれば君に忠ならず、君に忠ならんと欲すれば親に孝ならずと云ふ 事は、有名な話で私は之を時々説いて居ります。重盛も非常に悩んだとの事でありますが、<u>私</u> は忠と孝とを二元的に考へる事は対立して両立しないと思ひます。

故に我々国民は之を一元的に考へて、<u>親に孝行をすればそれが君にも忠なる所以</u>だと思ひます。教育勅語の「克ク忠ニ」は「君ニ」と改正追補すべきものと思ひます」(『特高月報』昭和18年8月分、153ページ)

――おそらく特高は、牧口が「忠君愛国」思想を排撃するものと見て質問したのだろうが、牧口はうまくかわしている。「克ク孝ニ」を実践することが、そのまま「克ク忠ニ」の実践を意味するのであるから、ことさらに天皇が「克ク忠ニ」と国民に命令する必要はない、というのが牧口の主張である。特高はこれ以上は問いただしていないが、じつは牧口はここでも、政府公式見解とは微妙に異なる説明をしている。まず、『国体の本義』を見よう。

「我が国に於ては、孝は極めて大切な道である。孝は家を地盤として発生するが、これを大にしては国を以てその根底とする。孝は、直接には親に対するものであるが、更に天皇に対し奉る関係に於て、忠のなかに成り立つ」(43ページ)。「我が国に於ては忠を離れて孝は存せず、孝は忠をその根本としてゐる。国体に基づく忠孝一本の道理がこゝに美しく輝いている」(47ページ)。

つぎに、『臣民の道』だが、

「<u>抑</u>″我が国に於いては忠あつての孝であり、忠が大本である</u>。我等は一家に於いて父母の子であり、親子率ゐて臣民である。我等の家に於ける孝はそのままに忠にならねばならぬ。忠孝は不二一本であり、これ我が国体の然らしむるところであつて、ここに他国に比類なき特色が存する」(57ページ)。「天皇は皇祖皇宗を祀り大孝を申べ給ひ、その御心を体せられ、惟神の道に則とつて国を治め民をしろしめし給ふ。この<u>皇室に於ける御敬神の彌深きを仰ぎ、臣民各</u>″敬神崇祖を実践するところに、自ら孝が成ぜられる」(58ページ)。

――これらが述べているのは、あくまで「克ク忠ニ」が基本であって、そのなかに「克ク孝ニ」が含まれているということである。しかも「皇室に於ける御敬神の彌深きを仰」ぐことが前提にあるので、けっきょく「克ク孝ニ」とは〈天照大神信仰〉以外のなにものでもないことになる。④の国家神道批判とも関わる点であるが、「親に孝行をすればそれが君にも忠なる所以」とする牧口の立場は、政府が声高に叫んでいた「忠孝一本」とは根本的に意味を異にしていた。

- (30) 『特高月報』昭和18年8月分、150-151ページ。
- (31) 同、53-154ページ。
- (32) 『文部省編纂 臣民の道』17-18ページ。
- (33) 同、101ページ。
- (34) 『初等修身科 三』、99-100ページ。
- (35) 『初等修身科 四』、121-122ページ。なお、そこでは次のような聖戦思想を説いている。

「昭和十六年十二月八日、大東亜戦争の勃発以来、明かるい大きな希望がわき起つて来ました。昭和の聖代に生まれて、今までの歴史にない大きな事業をなしとげるほこりが感じられて、たくましい力がもりあがつたのであります。[…] その上、わが戦果にかがやく南方の諸地方は、新生の光にあふれ、マライや昭南島、ビルマやフィリピン、東インド諸島に響く建設の音が、耳もと近く聞えて来ます。大東亜十億の力強い進軍が始つたのであります。日本は、大きな胸を開いて、あらゆる東亜の住民へ、手をにぎりあふやう呼びかけてゐます。日本人は、御稜威をかしこみ仰ぎ、世界にほんたうの平和をもたらさうとして、大東亜建設の先頭に立ち続けるのであります」(同、118-121ページ)。

- (36) 『特高月報』昭和18年8月分、155-156ページ。
- (37) 『国体の本義』、106-107ページ。
- (38) 『初等修身科 三』79-82ページ。
- (39) 角家文雄、前掲著、142-143ページ。
- (40) 全部挙げるだけの余裕がないので、第31章「文明地論」の結びだけを引く。

「将来の世界の平和は恰かも大なる『小』字形に排列せらるゝ日米英の三国によりて維持せられ、 依て人道的競争形式に基きて生すべき文明は発達せらるべきものならんか」(『牧口常三郎全集』第2 巻、第三文明社、1996年、414ページ)。

(41) ここでも代表的なもののみにとどめる。第1巻第2章「教育の目的としての幸福」から。

「財産によって幸福を遺し得ると思うたのは、唯だ一片の妄想に過ぎなくなる。却つて多大の財産を残すことが子供に不幸を継承せしむる結果になる。此の前二者が立証されるならば、誰れが此の私有財産制度の欠陥を助長すべく自己の生涯を費すものぞ。此の見地に立つならば[…]而して来る可き将来に於て遠からず一部分に偏した金権の消滅となり各人の経済確立となり平和は招かずして来る可きである。然しその立証は頗る困難である」(『牧口常三郎全集』第5巻、同、1982年、132ページ)。

(42) 同書結論部から引用する。

「仏意の極意に基かざれば創価教育法の真の信用は成立たず、之によらざれば教育の革新は到底出来ず。然らば千百の会議を重ねても、世界平和の実現等は到底出来ないと信ずる」(『牧口常三郎全

集』第8巻、同、1984年、87ページ)。

(43) これらはすべて『武者小路実篤全集』第15巻(小学館、1990年)に収録されている。2例のみ挙げる。 「日本の未来を」(1938年5月)というエッセーでは、「戦争に負けると言ふことはいかにみじめなことか。日本が支那に負けたことを思ふと、どんな目に逢ふか、想像以上の地獄の絵巻がひらかれるやうに思ふ。今後の日本はますます強くなる必要がある。 東洋の平和と言ふものが本当に実現してくれいば実にありがたいと思ふ」とか、「現在の日本は、東洋平和一点ばりで、日本を無視せず、軽蔑させずに日本の将来を明るくする方法で、東洋平和を確立すべきだ」とか、「相手[=中国]にも、日本の望む通りに東洋平和のためにつくすことがわかれば許す、生かすと言ふ道をはつきり示しておく方がいいと思ふ」とか、わずか原稿用紙4枚ほどの文章のなかに、平和という語が7回使われている(同書34~35ページ)。

また、「長期応戦には」(1938年11月)では、「日支協力で、東洋平和の為に支那の内の共産党だけを 征服することにきめて、その他の人には出来るだけ寛大な処置をとるのがいゝのだと思う」とか、「今 我等が手をひいたら、その結果どうなるかを東洋平和のために働いてゐる親日の人達によく知らせ、 そして東洋平和の実現を益々事実によつて示すべきだ」とか、原稿用紙 5 枚ほどの文章のなかで8回使 われている(同書90-91ページ)。

(44) 北御門二郎『ある徴兵拒否者の歩み――トルストイに導かれて』地の塩書房、1999年。私が見た限り、「平和」の語が使われているのは3箇所だけである。ひとつは、彼がハルビンで日本軍の中国人虐殺について知った1936年7月20日の日記で、1ヶ所。

「ショーペンハウエルは生存そのものを悪として否定し、自ら自分の生命を絶つ者を偉大なりとした。それほどにも彼は、この世の苦悩、悲惨、兇悪、矛盾、不合理を凝視し、<こは流転の世>と絶望し果てた。それが遂に済度すべからざるものであるか、或いはいつかは<u>獅子と仔羊とが共に臥する平和な世</u>が地上に臨むものであるか、それを誰が知ろう。が、悲しいことに、私はしばしばショーペンハウエルに和して厭世論者になり、晩年のラスキンのように心身共に銷沈し果てようとする自分に気付かされる」(同書38-39ページ)。

また、兵役を拒否した直後の、1938年4月20日の日記に2ヶ所。

「炯眼なる当局が、私が狂おしいほどの<u>平和論者</u>であり、反軍国主義者であることを見抜かぬはずはない。その私を、軍民離間のバルチス(戦争に対する非協力者)を、政府にとっては恐るべき<u>平和思想</u>の酵母を放任することが何を意味するかは見やすきことでなければならない。社会機構が一つの冷徹なメカニズムであり、完全に物理的、力学的な法則に従って動くものとすれば、私は当然発見され、弾圧されねばならなかった」(同書75ページ)。

- ――明らかに北御門は、武者小路と違い、あくまで<非戦・非暴力>の意味で「平和」の語を用いている。その彼にしても、けっしてこの言葉を多用しなかった。
- (45) 遅ればせながらというのは、石田雄『日本の政治と言葉』(下:「『平和』と『国家』)、東京大学出版会、1989年)という優れた研究書が、早い段階でこのことを詳細に指摘しているからである。石田は、日本が日清戦争以来ずっと〈平和〉を戦争の大義名分としてきたことを指摘し、とくに日中戦争以降その傾向が輪をかけて激しくなったとしている(同書71-81ページ)。(本稿のもとになったパネル・ディスカッションの時点では、不勉強にも筆者が同書を読んでいなかったため、注として記すことにする。)
- (46) そもそも、国家権力や政治家が口にする「平和」というものが<戦争の大義名分>にすぎないことは、ほかならぬトルストイが力説してやまなかったことである。日露戦争時に彼が発表した有名な非 戦論から引用しておく。

「世界の諸国に<u>平和</u>を呼びかけていた当のロシア皇帝が、世界に向かって、心からなる<u>平和への努力</u>にもかかわらず(実は他国の領土を占領し、軍隊の力でそれを守ろうという努力なのであるが) 日本人からの攻撃を受けたために、日本人が我々に対して為した同じことを彼らに対してすること

を、つまり彼らを殺すことを命ずる、というのである。そしてその殺戮皇位の宣言の際、彼は神の名を唱え、神に向かって、その世にも恐ろしき犯罪への祝福を給わんことを祈るのである。/それとちょうど同じことを、日本の皇帝もロシア人に対して宣言した。ムラヴィヨーフとかマルテンスとかいった法律学者たちは、世界平和を訴えることと、他国の地を占領するために戦争を起こすこととは、なんら矛盾しないことをしきりに証明しようとする。また外交官たちは、上品なフランス語の回章を印刷してまわし、その中で詳細かつ丹念に(誰も信じはしないことはわかっているのだが)平和関係を築こうとあらゆる努力を試みたあげく(実際は他の諸国を欺こうといろいろ試みたあげくなのであるが)、ロシア政府はついに問題の正しい解決のための唯一の手段、すなわち人殺しという手段に訴えざるを得なかったということを証明しようとしているのである」(トルストイ『胸に手を当てて考えよう』北御門二郎訳、地の塩書房、1992年、26-27ページ)。

また、トルストイの深い影響下にあるとされるガンディーも、政治家が<平和>という言葉を隠れ蓑にして<暴力>の爪を研いでいることを、鋭く指摘している。1947年7月に機関紙「ハリジャン」に寄せた一文を引用する。

「ボンベイで一九三四年に会議派 [=国民会議派] 大会が開かれたとき、<u>わたしは『平和的』という言葉を『非暴力的』という言葉に置き代えさせようと懸命に努力しましたが、結局は成功しませんでした。このことからしても『平和的』という言葉には、たぶん『非暴力的』という言葉ほど厳格な意味が与えられていないことは明らかです。わたしには、そこになんらの相違も見られません。けれども、わたしの考えは見当違いのようです。もし本質的な相違があるとすれば、それを明確にするのは学者の仕事です。みなさんやわたしが知らなければならないのは、会議派の実践が、一般に認められている言葉の意味では、いまや非暴力的でないという事実です。会議派が非暴力の政策を誓ったのであれば、非暴力を支えとする軍隊などあろうはずはありません。それなのに会議派は、軍隊を見せびらかしているのです。国民がわたしの言葉に耳をかしてくれなければ、やがて軍隊は文官を完全に抑えて、インドに軍国主義支配を確立するかもしれません。わたしは、国民大衆がわたしの言葉に耳を傾けてくれるという希望をすっかり棄てなければならないのでしょうか? わたしの息のあるうちは、それを棄てることはできません」(ガンディー『わたしの非暴力2』森本達雄訳、みすず書房、1997年、267ページ)。</u>

- ――トルストイといい、ガンディーといい、真の平和を希求するがゆえに虚偽の<平和>を斥けざるをえなかった。
- (47) そのうち1ヶ所を示しておく。「我が皇軍は、この精神によつて日清・日露の戦を経て、世界大戦に 参戦し、大いに国威を中外に輝かし、世界列強の中に立つてよく<u>東洋の平和</u>を維持し、又広く人類の 福祉を維持増進するの責任ある地位に立つに至つた」(『国体の本義』141ページ)。
- (48) 友田宜剛『詔勅の謹解と日本精神』、国民教育普及社、1941年、379ページ。本書は、明治・大正・昭和天皇の勅語を集めて解説をほどこした、国民教化用書籍の一つである。
- (49) 『文部省編纂 臣民の道』17-18ページ。
- (50) 内川芳美編集解説『現代史資料41---マス・メディア統制 2』みすず書房、1775年、165ページ。
- (51) 全文は、以下の通り(角家文雄、前掲書、142-143ページ)。

「詔書

天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ践メル大日本帝国天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス 朕茲ニ米国及英国ニ対シテ戦ヲ宣ス朕カ陸海将兵ハ全カヲ奮テ交戦ニ従事シ朕カ百僚有司ハ励精職 務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各々其ノ本分ヲ尽シ億兆一心国家ノ総カヲ挙ケテ征戦ノ目的ヲ達成スルニ遺 算ナカラムコトヲ期セヨ

<u>抑々東亜ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄与スルハ丕顕ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷</u> <u>ニシテ朕カ拳々措カサル所</u>而シテ列国トノ交誼ヲ篤クシ万邦共栄ノ楽ヲ偕ニスルハ之亦帝国カ常ニ 国交ノ要義ト為ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英両国ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ巳ムヲ得サルモノアリ豈

基調報告―牧口常三郎は国家政策の何に抵抗したか―

朕カ志ナラムヤ中華民国政府曩ニ帝国ノ真意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亜ノ平和ヲ撹乱シ遂ニ帝国ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有余ヲ経タリ幸ニ国民政府更新スルアリ帝国ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提携スルニ至レルモ重慶ニ残存スル政権ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尚未タ牆ニ相関クヲ悛メス米英両国ハ残存政権ヲ支援シテ東亜ノ禍乱ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剰ヘ与国ヲ誘ヒ帝国ノ周辺ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戦シ更ニ帝国ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ与ヘ遂ニ経済断交ヲ敢テシ帝国ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ隠忍久シキニ弥リタルモ彼ハ毫モ交譲ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益々経済上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈従セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亜安定ニ関スル帝国積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ帰シ帝国ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝国ハ今ヤ自存自衛ノ為蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破砕スルノ外ナキナリ

皇祖皇宗ノ神霊上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘<u>シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東</u> 亜永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝国ノ光栄ヲ保全セムコトヲ期ス

御名 御璽

昭和十六年十二月八日」

(52) 『牧口常三郎全集』 第10巻、第三文明社、1987年、17-18ページ。